

埴土をめぐる古代神事について

前田晴人

I 埴土の神事・儀礼

埴土とは祭儀用の特殊な土器を造るための良質の粘土を意味する。埴土の産地は全国に広がっていたが、興味深いことにこの埴土にまつわる神事のことが古代の文献に散見しているのである。⁽¹⁾ それによると埴土の採取伝承地としては大和三山のひとつ天香具山が著名である。また、大阪の住吉大社では年中行事のうちに「埴使」の神事なるものが現在でも行われ、古代に遡る起源をもつており、意外にも住吉の神官は天香具山ではなく畝傍山で埴土を採取する伝統を保持し続けている。香具山・畝傍山いずれの埴土の採取儀礼が歴史的に古くまた新しい神事であるのかはほとんど明らかにされていない。そればかりか、そもそも埴土にまつわる神事・儀礼とはいくなるもので、またこの神事・儀礼の起源は何であるのか、それはどのような形で歴史的に変遷したのかという問題について、文献の記述に沿って詳細に検討してみたいと思う。

II 天香山の土

まず最も著名な事例として、『日本書紀』崇神十年九月条にみえる記事を引用してみることにする。

A是に、天皇の姑倭迹迹日百襲姫命、聰明く穎智しくして、能く未然を識りたまへり。乃ち其の歌の怪を知りて、天皇に言したまはく、「是、武埴安彦が謀反けむとする表ならむ。吾聞く、武埴安彦が妻吾田媛、密に来りて、倭の香山の土を取りて、領布の頭に裹みて祈みて曰さく、『是、倭国の物矣』とまうして、則ち返りぬ。是を以て、事有らむと知りぬ。早に図るに非ずは、必ず後れなむ」とまうしたまふ。

崇神天皇の治世に武埴安彦という人物がその妻吾田媛とともに謀反を起こしたとする。この夫婦は山背国に居住すると記されており、吾田媛はわざわざ大和国の香山（天香具山）に赴いて土を取り、領布（ヒレ）に包みこんで呪言を唱えたという。「此の土は倭國の代わりの土」という意味の言葉であった。吾田媛は窃取した土をその後どのように処置したのか書いていないが、領布ごと居宅へ持ち帰り土器を造つて夫武埴安彦とともに神事・儀礼を行つたと考えてよいであろう。香具山の埴土は倭國を象徴する土とみなされており、反乱者はそれに呪言を唱えかけて倭國の篡奪を目論んだのである。ここで興味深いのは、謀反を起こした武埴安彦の系譜と名前である。彼の系譜は整理すると次のように記載されている。

河内の青玉の女、名は波邇夜須毘売を娶して、生みませる御子、建波邇夜須毘古命。一柱。

（『古事記』孝元段）

次妃河内青玉繫が女埴安媛、武埴安彦命を生む。

（『日本書紀』孝元七年二月条）

武埴安彦は河内国の豪族青玉（繫）の娘と天皇との間にできた王族であると伝えられていることがわかる。河内青玉（繫）は玉作りの集団を束ねる首長像を示しており、かねてより玉造りに関する遺跡が集中する河内国高安・若江両郡地域の有力首長であったと考えられ、当該地域には良質の埴土を出す聖地があつたのかも知れない⁽³⁾。右の系譜によれば埴安媛と武埴安彦は母子関係とされているが、そうであれば武埴安彦は母の本居であつた河内で育ち吾田媛⁽⁴⁾と結婚してからは山背に居住したのであろう。しかるに通常このような同名の彦・媛のセットは夫婦関係にあるのが一般的で、この話は埴安彦・埴安媛という埴土の採取やその焼成と深い関係にある集団の神事・儀礼のなかで伝えられ、それをもとにして王族の謀反の物語に仕立て上げられることになったのであろう。吾田媛が武埴安彦の妻とされ、香具山の埴土を窃取したとされたのは女性が埴土を採取する社会的な役割を担つていたこととも関係があるだろう。

事件は四道將軍大彦命が北陸地方への遠征に出発する時に起きたという。大彦命が和珥坂（山背の平坂）に至った時、坂道に不思議な歌謡を歌う童女が現れ、すぐに姿をくらましてしまう。大彦命はいつたん都に引き上げてこのことを報告すると、皇后が武埴安彦の凶兆を預言したわけである。そこで天皇は將軍らと協議に入るが、そうしているうちに敵が先制攻撃をしかけてくる。

是に、更に諸の將軍を留めて、議ひたまふ。未だ幾時もあらずして、武埴安彦と妻吾田媛と、謀反逆むとして、師を興して忽に至る。各道を分りて、夫は山背より、婦は大坂より、共に入りて帝京を襲はむとす。時に天皇、五十狹芹彦命を遣して、吾田媛の師を撃たしむ。即ち大坂に遮りて、皆大きに破りつ。吾田媛を殺して、悉に其の軍卒を斬りつ。復大彦と和珥臣の遠祖彦国葺とを遣して、山背に向きて、埴安彦を撃たしむ。爰に忌（）
龕を以て、和珥の武鉢坂の上に鎮坐う。（以下略）

武埴安彦は山背から、妻の吾田媛は大坂から倭国へ攻めてきたという。そこで、天皇は大坂に五十狭彦彦（吉備津彦）を派遣して攻め破り、山背の武鉏坂には大彦と彦国葺を派遣して武埴安彦を撃滅する作戦を展開し、征討は成功を収めることになった。すなわち話のなかで埴土の窃取は謀反人の戦闘行動の前提的な行為であつたことがわかる。

右の話の要諦は、山背国に居住していた王族がわざわざ大和国の香具山の埴土を窃取し、それに呪言を唱えかけて王権を篡奪しようとしたことにある。おそらく吾田媛が窃取した埴土は山背に持ち帰つて土器に焼成され、やがて大和と山背・河内両国境の坂に埋置されたと想像できる。書紀は夫の武埴安彦が山背から、妻の吾田媛は大坂（大和國葛上郡大坂郷）より帝京に侵攻する手筈であつたと記しているからである。そして、武埴安彦を征討する將軍大彦命と副将彦国葺とが和珥の武鉏坂に忌壺を据えたとするのは、戦闘態勢を整えた双方の勢力が相手側の降伏を誘発する呪的行為として相互に忌壺を国境の坂道に埋めたことを物語るもので、武埴安彦の側はそれ以前に大和の埴土で焼成した忌壺を二カ所の国境の坂道に据えたと推測されるのである。すなわち、聖なる埴土は政治・軍事に関わる神事・儀礼に用いられるものであるとの認識が窺えるであろう。

このような国境の坂道に忌壺を据えて敵国を降伏させ相手国を乗つ取ろうと目論む呪儀のこととは『古事記』孝靈段にもみえる。

大吉備津日子命と若建吉備津日子命とは、二柱相副ひて、針間の氷河の前に忌壺を据ゑて、針間を道の口と見て吉備国を言向け和したまひき。

針間の氷河（加古川）が王権の支配領域と吉備国との境界になつていたことがわかる。そこで派遣將軍らは氷河

に面した地点、おそらく渡河点付近に忌壺を埋納し吉備国の勢力を屈服させようとしたのである。忌壺がどこの埴土を用いて造られたものかは不明であるが、將軍大吉備津日子命らは針間の埴土で造った土器を用いて吉備国征討にのぞんだのではないか。針間を吉備国之道の口としているのは、針間が征討対象である吉備国の一都とされていることを示すもので、征討する側は敵国の埴土を必要としたからと考えられるのである。

境界をめぐるトラブルは地方各地でも起きていた。『播磨國風土記』託賀郡法太里の条には次のような話がみえている。

法太と号くる所以は、讃伎日子と建石命と相鬭ひし時、讃伎日子、負けて逃去ぐるに、手以て匍ひ去にき。故、
匍田といふ。甕坂は、讃伎日子、逃去ぐる時、建石命、此の坂に逐ひて、いひしく、「今より以後は、更、此
の界に入ること得じ」といひて、即ち、御冠を此の坂に置きき。一家いへらく、昔、丹波と播磨と、国を堺ひ
し時、大甕を此の坂の上に堀り埋めて、國の堺と為しき。故、甕坂といふ。

讃伎日子と建石命は支配領域をめぐって争い合い、勝利を収めた建石命は甕坂に宝器の御冠を置いて讃伎日子の領域内への進入を阻止する呪言を唱えたという。この話は古い時期における地域首長間の領域支配をめぐる紛争を記したもので、後段では、甕坂がかつて丹波と播磨の国境とされた時期があり、その画定は大甕を坂道に堀り埋めて達成されたとする。埴土で造られた聖なる土器は領域画定のための政治的な器物で、大地の分割と支配を象徴する標識とされたのであり、王権の所在地である倭国の篡奪を狙つた武埴安彦は、天皇の支配領域で採取される埴土を用いて倭国の奪取を目論んだのである。

武埴安彦は孝元天皇の三人の后妃がもうけた六人の子のうちのひとりで、身分上はおそらく最も低い立場にあつ

たと推定できる。母が次妃とされている点にそれが端的に現れており、崇神天皇とは腹違いの従兄弟に当たる。しかしいずれにせよ武埴安彦は天皇の子のひとりであったので、皇位を窺う資格を有していたことにはちがいがなかつたのである。武埴安彦の謀反については『古事記』崇神段にも記載されているが、書紀よりも大幅に単純化して記されており、ここでは必要な部分だけを引用することにしたい。

故、大毘古命、更に還り参上りて、天皇に請す時、天皇答へて詔りたまひしく、「此は為ふに、山代國に在る我が庶兄建波邇安王、邪き心を起せし表にこそあらめ。伯父、軍を興して行でますべし」とのりたまひて、即ち丸邇臣の祖、日子国夫玖命を副へて遣はしし時、即ち丸邇坂に忌笠を居ゑて罷り往きき。

書紀のAの記述と最も大きく異なる点としては、建波邇安王の謀反のことは直接天皇に上申され、天皇自身が庶兄の「邪き心を起せし表」を指摘したとされていて、その「邪き心」の具体的な証拠が埴土の窃取であるとは記されていないこと、もうひとつは王の妻のことがまったく記載されていないことである。Aでは王の妻が香山の土を窃取したことを明記しているが、そのような記述は右ではない。ひそかに香山の土を窃取して呪言を加えるという行為は具体的な謀反の発露を示すものであるが、『古事記』の編者は事件が夫婦の共同謀議で行われたことについても記述を省いているのである。しかし、内容からみて建波邇安王の「邪き心」の発露は、これに対抗した大毘古命と日子国夫玖命が「丸邇坂に忌笠を据え」るという行為によつて示唆されていると考えてよいのであり、書紀と同じく建波邇安王の謀反は香具山の埴土の窃取から始まつたとみなしてよい。

Aの記述から謀反人夫婦が支配しようと目論んだ空間は「倭國」であった。この場合の「倭國」とは王権が所在する大和国のことであつて日本国全体のことではない。と言うのは、既に述べておいたように四道将軍らが敵軍と

対峙する時にそれぞれの坂道で己巳壺を据えた祭儀を行つたことが推定でき、和珥坂（山背の平坂）・和珥の武鉏坂・大坂などの坂道はすべて「倭国」と山背・河内との国境の坂道を意味し、敵はその外側の地域に蟠踞しているからである。武埴安彦が謀反によつて篡奪しようと目論んだ空間は王都の地であったと言わねばならない。

したがつて吾田媛が埴土を得た天香山は「倭の香山」とも記しているように、大和國に所在する香具山であるとみなければならない。武埴安彦が自論んだ謀反は王権と帝都の所在地である大和國を掌握することであつたと結論することができる。すなわち天香山の埴土とは王権を象徴する特殊で聖なる土とみなされていたこと、その山の埴土を窃取して呪言を唱え、さらに埴土で造つた土器を国境の坂道に埋め立てて兵を挙げたことが謀反に当る行為であると認識されたのである。

III 神武東征伝承と埴土の神事

天香山の埴土に関わる右の説話は崇神天皇の治世のこととなつてゐるが、同様の話はすでに神武東征伝承に記載されている。長文なので、適宜ストーリーを幾つかの段落に分解しながら説明を加えて行こうと思う。

さて、『日本書紀』の神武東征伝承を読み進めていくと、神武天皇の軍勢が熊野から頭八咫鳥に導かれて菟田の穿邑に到ると、兄猾・弟猾の兄弟がいた。彼らは菟田県の魁帥であり、弟猾はすぐに天皇に帰服するも、兄猾の方は兵を整えて皇軍を襲撃しようとしたが、皇師の勢いにおされてにわかに方針を変更し、新宮を造り殿内に機を設け神武軍を誘引して圧殺しようと日論んだのである。しかしに弟猾が兄の謀略のことを天皇に告げたため、天皇は道臣命に命じてその逆状を調べさせた上、兄猾を呼びつけて自らその機に押されて圧死させ、屍を斬り刻んで事が終わつた。弟猾は牛酒の饗を儲け皇師の勞をねぎらつたといふ。

次に菟田の穿邑から奈良盆地の東南部に進出しようとした神武軍は、国見丘に根城を構える八十槴帥と磐余邑に蟠踞する兄磯城の軍に行く手を阻まれることになる。進軍するための通路を確保できずに困惑した天皇は夜にある夢を見る。

B夢に天神有して訓へまつりて曰はく、「天香山の社の中の土を取りて、天平壺八十枚を造り、并せて嚴壺を造りて、天神地祇を敬ひ祭れ。亦嚴呪詛をせよ。如此せば、虜自づからに平き伏ひなむ」とのたまふ。天皇、祇みて夢の訓を承りたまひて、依りて将に行ひたまはむとす。

天神の夢の教えは次の三点であつた。①天香具山の社の土を採取して天平壺八十枚と嚴壺を造り、②天神地祇を祭り、③嚴呪詛をするというものである。①は天香具山に鎮座する神社の土を採取するという教示であるが、天香具山には四つの官社が鎮座している。天香山坐櫛真命神社・坂門神社・畝尾坐健土安神社・畝尾都多本神社である。神武即位前紀には「土を取りし處を号けて、埴安と曰ふ」とあるので、埴土の採取と関係がありそうな神社は畝尾坐健土安神社⁽⁵⁾とみてよいであろう。当社は香具山の西北麓の樅原市下八釣町に鎮座しており、香具山から平野に向かって伸びる小尾根の先端部に位置する。この地で採れた埴土で天平壺八十枚・嚴壺を造るということである。天平壺は穀物などの食饌を盛り付ける皿状の土器、嚴壺は淨酒を盛る背の高い土器であろう。埴土は持ち帰つて成型・焼成されるのであるが、完成した土器を用いて天神地祇の祭りを行い、最後に嚴呪詛すなわち呪言を唱えることで敵を降伏させることができるとあるので、Aに記された吾田媛の呪法と対比することができる。すなわち外來者である神武軍は倭国内に蟠踞する敵の土地で採取した埴土を用いて神事・儀礼を執行しようとすることになるであろう。

○時に、弟猾又奏して曰さく、「倭國の磯城邑に、磯城の八十裏帥有り。又高尾張邑に、赤銅の八十裏帥有り。此の類皆天皇と距き戦はむとす。臣、窃に天皇の為に憂へたてまつる。今當に天香山の埴を取りて、天平壇を造りて、天社・国社の神を祭れ。然して後に、虜を擊ちたまはば、除ひ易けむ」とまうす。天皇、既にして夢の辞を以て吉兆なりと為ひたまふ。弟猾の言を聞しめすに及びて、益懐に喜びたまふ。

天皇が夢を見たのと同じ時、素早く天皇に帰順していた弟猾が奏上し、天香山の埴を取り、天平壇を造つて天社・国社を祭るよう進言したとある。天社・国社とは天神地祇のことで、この文章はBと同じ内容を再度臣下の言をしてくり返したに過ぎないと考えられる。そこで天皇はこのことに意を強くし、天香山の埴土をすぐ手に入れようと決意する。

D乃ち椎根津彦をして、弊しき衣服及び蓑笠を著せて、老父の貌に為る。又弟猾をして簾を被せて、老嫗の貌に為りて、勅して曰はく、「汝二人、天香山に到りて、潛に其の嶺の土を取りて、来旋るべし。基業の成否は、當に汝を以て占はむ。努力、慎歟」とのたまふ。是の時に、虜の兵、路に満みて、以て往還すこと難し。時に椎根津彦、乃ち祈ひて曰はく、「我が皇、能く此の國を定めたまふべきものならば、行かむ路自づからに通れ。如し能はじとならば、賊必ず防禦がむ」といふ。言ひ訖りて徑に去ぬ。時に、群虜、二人を見て、大きに咲ひて曰はく、「大醜の老父老嫗なる」といひて、則ち相與に道を開りて行かしむ。二人、其の山に至ること得て、土を取りて来帰る。

新たに一人の臣下が香具山に派遣されることになる。椎根津彦と弟猾である。前者はみずばらしい服装の老父に、

後者は老嫗に変装する。天皇は二人に天香山の巔の土を秘密に採取して持ち帰れと命じる。しかるに道路には敵兵が充満していたので二人は無事に往還を遂げられる祈誓を行い、敵を欺いて通行することに成功し土を持ち帰ることができたとある。ここで老夫・老嫗が登場するのは単に敵を欺瞞するための変装とは考え難い。彼らは何らかの男女神の姿を借りてゐると思われ、埴土の神事は男女夫婦のペアが行うものであるという祭式の存在を推定させる。武埴安彦・吾田媛夫婦と同じ構成になつてゐるのが留意される。

E是に、天皇、甚に悦びたまひて、乃ち此の埴を以て、八十平笠天手抉八十枚・嚴笠を造作りて、丹生の川上に陟りて、用て天神地祇を祭りたまふ。則ち彼の菟田川の朝原にして、譬へば水沫の如くして、呪り著くる所有り。天皇、又因りて祈ひて曰はく、「吾今當に八十平笠を以て、水無しに飴を造らむ。飴成らば、吾必ず鋒刀の威を假らずして、坐ながら天下を平けむ」とのたまふ。乃ち飴を造りたまふ。飴即ち自づからに成りぬ。又祈ひて曰はく、「吾今當に嚴笠を以て、丹生之川に沈めむ。如し魚大きなり小しと無く、悉に醉ひて流れむこと、譬へば波の葉の浮き流るるが猶くあらば、吾必ず能く此の国を定めてむ。如し其れ爾らずは、終して成る所無けむ」とのたまひて、乃ち笠を川に沈む。其の口、下に向けり。頃ありて、魚皆浮き出でて、水の隨にあぎとふ。時に椎根津彦、見て奏す。天皇大に喜びたまひて、乃ち丹生の川上の五百箇の真坂樹を抜取にして、諸神を祭ひたまふ。此より始めて嚴笠の置有り。

計画通り埴土を得た天皇は八十平笠天手抉八十枚・嚴笠を造り、丹生の川上に至り天神地祇の總祭を執行した。⁽⁶⁾ここにいう丹生の川上とは宇陀郡榛原町雨師に鎮座する延喜式内社丹生神社⁽⁶⁾の地のことと、桜井市の忍坂から栗原を経て榛原に抜ける古い峠道（女寄峠）の通過地点に当たり、菟田川（笠間川）の北岸に位置している（榛原町笠

間・篠塚)。いわばこの地は大和の国原と宇陀との国境地帯に位置する場所であると言える。

例によつて天神地祇の祭りを行つたあと、天皇は菟田川の朝原と呼ばれた川原におもむき、呪言を唱えながら八十平笠を用いて飴を造り、嚴笠を川に沈めて魚を思い通りに浮き沈みさせることに成功する。天皇は大喜びし丹生神社の境内に生えている神聖な真坂樹を根元から引き抜いて神々を祭つたといい、嚴笠が造られたのはこれが初めてのことであると結んでいる。つまり天神の夢の告げのことを記したBの事績がここで完結しているわけである。右の話にはなお続きがあるが、この辺でいちど論議を整理しておこう。

宇陀に進出した天皇の軍勢は天神の夢の告げの通り天香山の埴土を得ることに成功し、大和国内に蟠踞する抵抗勢力を次々に打ち破つて当初の計画通り京都を大和に定置することになる。天香山の埴土を用いた天神地祇の祭りと、八十平笠・嚴笠をもつてする祭りと嚴呪詛とによつて天下を平定することができたというわけである。ここで重要なことは、これらの祭儀に要した埴土が天香具山の土であるということである。他の山では意味がなく天香具山の土が天皇の大和平定に決定的な役割を果たしたということである。なぜ他ならぬ天香具山の土が大和国平定のための「物実」の機能を果たしたのであろうか。

周知のように天香具山は大和三山のひとつで、この山は飛鳥に王都が置かれる七世紀代に重要視されるようになり、万葉歌には舒明天皇が国見を行つた聖山として、また持統天皇は藤原宮から天香具山を望んだ著名な歌を遺している。⁽³⁾ 飛鳥の東辺の小原の地や藤原宮の東側に隣接する土地は中臣氏やその分岐氏族たる藤原氏に所縁のあつた土地で、推古朝以後に祭官(祠官)の要職を歴任するようになつた中臣氏や忌部氏らは、天香具山を高天原に聳える聖山と見立てる神話を造作したようである。『古事記』神代巻の天石屋戸段の該当箇所を引用してみることにする。

天児屋命、布刀玉命を召して、天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天の香山の天の波波迦を取りて、占

合ひ麻迦那波しめて、天の香山の五百津真賢木を根許士爾許士て、上枝に八尺の勾瓊の五百津の御須麻流の玉を取り著け、中枝に八尺鏡を取り繋け、下枝に白丹寸手、青丹寸手を取り垂てて、此の種種の物は、布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天児屋命、布刀詔戸言禱き白して、天手力男神、戸の掖に隠り立ちて、天宇受売命、天の香山の天の日影を手次に繫けて、天の真折を縵と為て、天の香山の小竹葉を手草に結ひて、天の石戸に戸に汗氣伏せて踏み登杼呂許志、神懸り為て、胸乳を掛け出で裳緒を番登に忍し垂れき。爾に高天の原動みて、八百万の神共に咲ひき。

天照大神が弟スサノヲ命の乱暴な振る舞いに怒つて天岩戸に籠り隠れてしまう。そのために世界が真つ暗闇に閉ざされ、悪神たちがのさばつて世の中の秩序が乱れたとする。神々は天安河原に集い、知恵を絞り大神を天岩戸から引き出す作戦を練る。中臣氏・忌部氏の祖神らは天香具山において祭儀のための幣帛を整え、天宇受売命は天香具山に生える植物を用いて神樂を行つたという。このように、天香具山は記・紀神話において高天原の一角に聳える聖なる山とされたが、その時期は七世紀前後の頃のこととみてよいであろう。そうすると、天香山の埴土が「倭國の物実」とみなされたのもそれほど古い時代のことではないと考えられるのである。

天香山の神聖な埴土による神事・儀礼はいずれも初代神武天皇と十代崇神天皇の倭国平定の事績と関連して語られてゐることがわかる。両天皇ともにハツクニシラス天皇という称号を与えられており、建国の英雄とみなされた特殊な歴史的位置と役割とを与えられた王者で、その即位と建国の事業に際して埴土にまつわる事件が起きたとされたことには何らかの理由があつたのである。

神祇令・即位条によると「凡そ天皇即位するに、惣て天神地祇を祭る」と規定されているが、B・C・Eなどの伝記に天神地祇の祭りのことが記されているのは、即位後の天皇が天神地祇の惣祭とともに、埴土の神事・儀礼の

ことが初代天皇の即位と密接に関係する出来事だとする観念があつた証拠であろう。崇神天皇は帝紀・旧辞が最初に編纂された欽明朝前後の時期に初代天皇として定立された王者とみられ、⁽¹⁰⁾ 神武天皇は最終的には『古事記』『日本書紀』編纂時に日本國の皇統譜の初代に架上され位置づけられた王者である。⁽¹¹⁾

いざれにしても天香山の埴土を用いた神事・儀礼は大和国に祭政一致の王権を樹立しようとした初源の天皇が執行した神事・儀礼のための重要な要素として描かれていることがわかる。しかし、それらの説話に関与し登場するさまざまな人物・神には歴史的事実とみなし得る要素が欠如しており、説話そのものもハツクニシラス天皇の祭儀を潤色する目的で造作された疑いが濃く、史実に基づく伝承というより造作された説話とみなす必要があると考えられる。ただ、埴土を用いた祭儀は、①一対の夫婦が執行するという慣例があつたらしいこと、②当該の埴土はその採取地の領域支配権に関わる重要な物実であると考えられていたことが明らかになつたであろう。

IV 住吉の「埴使」神事

『延喜式』神名帳の摂津国住吉郡の項に住吉坐神社四座が著録されている。いわゆる住吉大社（大阪市住吉区住吉町）のことである。⁽¹²⁾ 『古事記』仁徳段に「墨江の津を定めたまひき」と伝えられているように、住吉はもともと墨江（スミエ）と訓まれており、平安時代初期の頃からスミヨシという読み方が普通に行われるようになる。墨江とは湾入した波静かな入り江のことで、鬱蒼と茂る松原の黒い影が入江の水面に映えている光景を想像させる。すなわち当社は茅渟海（大阪湾）に面する入江に接した台地上に鎮座する神で、王権の影響力が及んでくる前の時期には付近一帯を生活圏としていた海人集団に信仰されていた素朴な漁労と航海の神であつたと考えられるが、倭・百濟同盟が結成される四世紀後半頃にヤマト王権が当地に進出して対外交渉上の有力港津基地としての整備を行つ

た結果、墨江の津すなわち住吉大津が開設され⁽¹³⁾、王權の船団が出入りする港湾に変質し、それまでの海人集団の祭りの伝統を踏まえながらも王權祭儀を当地に移植して国家神としての地位・性格を確立することになった神域であると考えられる。

住吉の神は、『古事記』仲哀段に「底筒男、中筒男、上筒男の三柱の大神」・「墨江大神」などと記されており、『日本書紀』神代卷にも「底筒男命・中筒男命・表筒男命は、是即ち住吉大神なり」とあるように、筒男つまり「津の男」＝海洋に面する港津の神としての特質と神格を備えた神で、『日本書紀』神功摄政前紀に「表筒男・中筒男・底筒男、三の神、誨へまつりて曰はく、『吾が和魂をば大津の渟中倉の長峡に居さしむべし。便ち因りて往来ふ船を看さむ』とのたまふ」と鎮座由来を記しているように、遣百濟使・遣新羅使・遣隋使・遣唐使など王權の海外派遣船団の航海の安全と对外交渉の成功を保証する機能を發揮する大神として崇められた神であり、新羅遠征の説話で著名な神功皇后伝説⁽¹⁴⁾がまとまつた形で成立するようになると、住吉の神域には筒男三神と並んで神功皇后の神殿が併設されるようになる⁽¹⁵⁾。津守氏の一族が平安中期頃にまとめた『住吉大社神代記』（『住吉大社司解』）⁽¹⁶⁾には住吉の神殿を次のように記載している。

座玉野国渟名椋長岡^{（玉出）}峠墨江御峠大神

今謂住吉郡神戸郷墨江住吉大神

御神殿四宮

第一宮表筒男

第二宮中筒男

第三宮底筒男

右三前令三軍大明神

亦御名向置男間襲大歴五御魂速狹膳尊又速逆膳尊

第四宮 姫神宮 御名氣息帶長足姫皇后宮奉齋祀神主津守宿松氏人者、元手搓見足尼後

第四神殿の神はもともと名前不詳の姫神であつた可能性が強く、源初には筒男神と姫神という一対の夫婦神の形態をとつていたかも知ないのであるが、神功皇后の新羅征討伝説の成立を契機として姫神が神功皇后を祭神とするようになつたと考へられ、それに伴つて神功皇后は仲哀天皇の后妃として伝承化が進められたのであろう。その皇后が在世中に大神の教えを受けて次のような埴土の神事が行われるようになったという記述が『住吉大社神代記』に書かれている。

一、天平笠奉本紀

右の大神は、昔皇后に誨へ奉りて詔り賜はく、「我をば、天香山の社の中の埴土を取り、天平笠を八十平笠造作りて斎祀ひ奉れ。又、覗覦の謀有らむ時にも、此の如く斎祀へば、必ず服へむ」と詔り賜ふ。古海人・老夫に田蓑・笠・簸を著せ、醜者を遣して土を取り、斯を以て大神を斎祀ひ奉る。此は即ち為賀悉利祝、古海人等なり。斯に天平笠を造る。

大神が皇后に対し、天香山の社の中の埴土を採取し、それで天平笠を多数造作して私を祭れと命じ、さらに謀反・反逆の兆しがある時には同じように祭祀すれば必ず平定できると教えたといふのである。ここには平時の祭儀と謀反発生時の祭儀とを分けて記しており、さらに老海人と老夫に蓑・笠・簸を着せ醜い姿で埴土を探るように指示したとあり、埴使とされるのは為賀悉利（イカシリ）の祝と老海人であると結ばれている。

右の文章と、前節までに引用した『日本書紀』のAからDまでの文章とを対比すれば明らかのように、住吉神主の津守氏が書紀に掲載されている埴土の伝承をもとにしてまとめ上げた文章であると結論づけることができる。埴土の採取地を天香山と指定していることや、派遣される古海人・老夫などが引用した書紀の説話とぎわめて類似していることもそれを裏付けている。ただ、引き写しの文章とはいえ内容的にきわめて重視される点がふたつある。ひとつは、住吉大社という大和国外の神社が大和で採取された埴土の神事を公然と実施し続いていることであって、その理由や歴史的な由緒を究明する必要があるということである。もうひとつは、神事の主催者が天皇ではなく神功皇后になつていることと、住吉の埴使には為賀悉利（イカシリノ）の祝と古海人とが派遣されていることで、為賀悉利の祝とは坐摩神社（摂津国西成郡）の神官津守氏⁽¹⁵⁾のことであり、書紀の伝承にはない独自性を保持していることである。

住吉大社では現在も毎年二月の祈年祭と十一月の新嘗祭の時期に埴使が実際に大和へ派遣され埴土を採取する行方が行われている。⁽¹⁶⁾ 祈年・新嘗両祭は律令制の祭祀を代表する重要な春秋二祭⁽¹⁷⁾ ことができ、天皇即位に際して執行される天神地祇の惣祭の理念に適う祭儀と考えることがでできるであろう。したがつて埴使の神事は住吉大社が例年行う単なる地方的な神事・儀礼なのではなく、国家的な祭儀としての性格・本質を備えたものと言わなければならぬと思う。しかし、この神事が何のために行われ続けているのかが明確ではなく、またいつ、誰の手で、何を目的として始まつたのかが明らかにされていないのである。

住吉の「埴使」神事の最大の特色は住吉からわざわざ大和に神官らがおもむいて埴土を採取するということにある。六世紀以来住吉大社は津守連（宿祢）⁽²⁰⁾ が神官を務める家となつたので、この神事・儀礼は津守氏が付近の海人や坐摩神社の祝（為加志理津守連）を率いて執行されてきたと言える。すなわち住吉大社の神官に就任して以後、津守氏が大和へ出向いて埴土を採取することが恒例になつたとみられるわけであるが、埴土の採取と運搬という点

に関しては、住吉から大和へという方向性の問題は源初のものではなく、むしろ大和から住吉へという発想の転換を要すると考えている。住吉大津は四世紀頃に王権が対外交渉の必要から開設した港津なのであるから、大和の埴土を王権が自ら住吉の地にもたらして神事・儀礼を行うというのがこの神事・儀礼の本来のあり方だろうと考えるわけである。では何のために王権はわざわざ大和産の特別な埴土を住吉にもたらす必要があつたのだろうか。

「埴使」神事のもうひとつの重要な特色として指摘されるのは、住吉大社の神官らは神代記の記述にある天香具山とは異なつて畠傍山に埴土を求めていることである。『住吉松葉大記』⁽²⁾ 神事部には明確に畠傍山の土を採取する儀礼のことを詳しく記しており、津守氏の同族大谷氏が畠傍山西麓の大谷村に居住し儀礼の介助を行う様子が書かれている。松葉大記の筆者梅園惟朝（生没年不詳・元禄頃の人）は「文永年中之人」とされる「津守棟国所記置之諸神事次第」を参照して埴使の神事をまとめたようであるが、棟国の旧記にも神事の起源などは記されていなかつたらしく、埴土の採取地である天香具山も畠傍山も「國中の幽区、神靈の所聚」であるので、どちらの山でも優劣の差はないのだというような論評を加えている。しかるに、先ほど述べておいたように天香具山の埴土は七世紀頃になつて注目されるようになつたもので、住吉大社の真弓常忠宮司がその著書でも明確に指摘しているように、住吉大社が中世・近世に天香具山ではなく畠傍山を採取地の対象としている事実に関してはやはり何らかの歴史的根拠や背景があると想定すべきで、私はこの神事にはきわめて重大な問題が秘められていると推測する。『古事記』や『日本書紀』の埴土にまつわる伝承の起源は、大和の畠傍山から住吉の神域へという視点を重視すべきであると考えるのである。

V 「埴使」神事の起源

結論のひとつを先に言うと、住吉の「埴使」神事は歴史的に三転していると考えられる。箇条書きで示すと大まかには次のように変遷したということになる。それぞれの時期に住吉大津の管理と運営を主導した集団が神事・儀礼にも深く関与したと推測されるのである。

- 一 四世紀後半から五世紀中葉。王族と久米氏。埴土は畠傍山から住吉へ。
- 二 五世紀後半から六世紀前半。大伴氏。埴土は畠傍山から住吉へ。
- 三 六世紀前半以降。津守氏。畠傍山への「埴使」派遣・神事執行。

住吉の「埴使」、つまり住吉から畠傍山に埴土を採取するための使者が派遣されるようになつたのは、三の段階すなわち津守氏が住吉神社の神官家となつてからであろう。それは六世紀以後のことであるとみることができる。一、二の時期には大和国内の勢力が自ら埴土を畠傍山から住吉に運び神事・儀礼を行つたと考えてよい。住吉大神の鎮座は先ほど指摘したように対百濟外交が開始される四世紀後半期のこととみて誤りがないと考えられるので、祭儀の上限を四世紀後半に置くことが可能になる。そうすると、一の段階が埴土にまつわる神事・儀礼の起源を検討するための重要な鍵になるであろう。

大津開設の当初には大和から王族と王族を守衛する親衛軍が派遣され、港津の管理と祭儀を執行する慣例が形成されていたと思われる。伝承では仁徳天皇の子どもの住吉仲皇子の存在が注意され、皇子は住吉に居住して祭儀を執行する立場にあつた人物なのである。また、「住吉邑」に居所を構えた鷺住王の名が知られ(履中紀六年二月条)、

住吉の祭儀をこれらの中族が担当していたことを示唆する。ヤマト王權は王權神・國家神の祭儀に際してはその初期の段階では王權親祭を行っていたのであり、四世紀後半に住吉大津を開設した時点でヤマト王權は大津の祭場に王族を派遣して祭儀を執行したと推定されるのである。

また親衛軍の派遣という点に関しては、「難波の来目邑」（清寧即位前紀）には大和に本拠地を置く久米氏の軍團の一部が常駐していたらしく、久米集団は住吉に所縁のある王族を護衛しつつ住吉大津を管理・運営していたと想定される。「難波の来目邑」の所在地については中世の「阿閉久米庄」の存在から現在の大坂市阿倍野区付近と推定されるが、住吉区遠里小野に比定する説もあり、なお明確な地理的位置を特定するに至っていない。⁽²³⁾

久米（来目）一族はもともと大和国高市郡久米郷を本拠地とした氏族で、『日本書紀』神武二年一月条には、「大来目をして畝傍山の西の川辺の地に居らしめたまふ。今、来目邑と号くるは、此、其の縁なり」と伝えており、高市郡久米郷の故地とされる畝傍山麓周辺がその居住地であったことが知られる。付近には久米御県神社が鎮座しており、来目屯倉が御県の跡に設置された模様である。久米氏はきわめて古い時期の親衛軍で、その起源はおそらく邪馬台国段階まで遡るとみて間違いない。『古事記』神武段には大久米命が神倭伊波礼毘古天皇の后妃を七人の乙女の中から選定する話があるが、選び抜かれた伊須氣余理比売は三輪の大物主神の子孫とされた女性で、三三輪の神に所縁のある女性とは邪馬台国の卑弥呼像を彷彿とさせるもので、久米の族長は歴代の女王を選定するという極重要な任務に預かり、女王宮を護衛する親衛軍の中軸を成した勢力であったと考えることができる。⁽²⁴⁾

その後五世紀に入り男王世襲制が成立すると、本格的に王統・王家が形成されることになる。倭の五王（讚・珍・濟・興・武）の時期に血縁関係で結ばれた二系統の有力王家が成立したらしいが、讚・珍の王統・王家は久米集団の庇護を受け、濟・興・武の王統は独自に親衛軍を開拓して大伴氏の軍團が成立する。⁽²⁵⁾ 大伴氏は『日本書紀』神武二年二月条に、「天皇、功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて、築坂邑に居らしめたまひて、寵異みたまふ」

とあるように、畠傍山西南麓の築坂邑に拠点を置いた模様で、ここは来目邑に隣接する地域と考えてよいであろう。

久米軍団と大伴一族は始め対等な形でそれぞれの王統に仕えていたが、五世紀後半の倭王武の時期には大伴氏が来目部を統率するという支配・従属関係が成立していた模様で、「難波の来目邑」も大伴氏の領地に編入され、住吉大津にも大伴氏の拠点が設置されたようである。『日本書紀』欽明元年九月条によると、天皇が難波祝津宮に行幸し对外関係を諸臣に諮問した時、時の重鎮大伴大連金村は百済から賄賂を得たことを諸臣から批難され、自ら「住吉の宅」に謹慎したと伝えられている。難波祝津宮は難波大津の近傍に設けられた行宮で、金村が謹慎・隠棲した「住吉の宅」は住吉大津付近に所在した大伴氏の別業である。久米集団を配下に統率するようになつた大伴氏は住吉大津の管理・運営を一手に掌握し、畠傍山と住吉を結ぶ埴土の神事・儀礼にも関与するようになつたと推測できる。その時期は大伴氏が中央政界に霸を唱えた五世紀後半から六世紀前半までの時期とみてよいであろう。

ところで、Ⅲ章で埴土を採取する神事の起源を語るBからEまでの伝承を取り上げて詳しく述べておいたが、これらの一連の文章にはまだ続きがあつたのである。文章の内容から判断して議論を中断しておいたが、次に引用するFの伝記がEの記述のすぐあとに掲載されている。

F時に道臣命に勅すらく、「今高皇產靈を以て、朕親ら顯斎を作さむ。汝を用て斎主として、授くるに嚴媛の号を以てせむ。其の置ける埴甕を名けて、嚴甕とす。又火の名をば嚴香來雷とす。水の名をば嚴罔象女とす。糧の名をば嚴稻魂女とす。薪の名をば嚴山雷とす。草の名をば嚴野椎とす」とのたまふ。

Fの伝記はおそらく大伴氏の家記から出た話と推定できる。熊野から神武軍を前駆先導するという大功を建てた將軍が道臣命だつたからである。埴土の採取と敵の平定降伏にまつわる話に道臣命が登場するのは、大伴氏が允恭

王家と宫廷を守衛する代表的な親衛軍であつただけではなく、ある時期に大伴氏が埴土の神事・儀礼に深く関わった歴史があつたからだと考えられるのである。

右の話では神武天皇自身が高皇產靈の化身となり、侍臣の道臣命が嚴媛という名で齋主として神を祀る関係が成立している。男神が女性司祭の奉祀を受ける形で祭儀が行われていることがわかり、高皇產靈と嚴媛は擬制的な夫婦関係にあるとみられる。さらに、神事には土でできた埴壺（嚴壺）のほか火・水・糧（稻）・薪・草の化身である神々が関与しているが、意外にも軍事的な色彩がまったく認められず、むしろ何かを産成する目的で集められた物資という性格を帶びているようであり、高皇產靈が產靈（ムスビ）すなわち物の生成や太陽神の靈能に関わる機能と特性を帶びる神靈であることとも相まって、埴土の神事・儀礼の本源を示唆するものようである。

この伝承の主神は高皇產靈である。高皇產靈神（高御產巢日神・高木神）の起源は北方大陸系騎馬民族に由来する天上からの降臨神だとされていて、天照大神より一段階古い時期の皇祖神とみられている。⁽²⁵⁾ 神話では高皇產靈神は天照大神と並んで高天原の司令神の役割を果たす場面がしばしば出てくる。この現象は高皇產靈神の独自の活躍を記した神話にあとから新たに天照大神が割り込む形に調整した痕跡を示すもので、天照大神が単独で天孫降臨を司令する書紀・神代卷第九段一書第一の本文などは書紀編纂の最終段階で創作された話とみることができる。今試みに大伴氏の祖先系譜を調べてみると、

（本名日臣命）



（『古屋家家譜』⁽²⁶⁾）

神代の系譜は右のように高皇產靈尊を始祖として日（太陽）神の名を帶びる祖神の名が列記されている。大伴氏は朝鮮半島において大陸系の宇宙生成神にして太陽神の性格を帶びた降臨神の信仰に触れ、それを自家の祖先系譜に採り入れたらしく、⁽²²⁾高皇產靈という神の由来はそこにあるようである。

以上の検討の結果、畝傍山麓に本拠地を構えていた軍事集団久米・大伴らが畝傍山で採取された埴土を住吉大津の神域にもたらし、何らかの特殊な神事・儀礼に使用していいた歴史が存在したことを明らかにすことができた。歴史的には久米が先行し、大伴は久米一族を久米部として従属させて以後に神事・儀礼に関与するようになつたとみなしてよい。

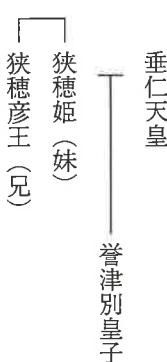
両集団はヤマト王権の親衛軍という特質・性格において一致しており、埴土を用いた神事・儀礼がいずれも謀反を防止し王権の敵を軍事的に平定するという理念や伝承にも合致している。そのため当該神事・儀礼は源初の時からそのような性格・実体の祭儀であつたとみなし、神功皇后の新羅征討伝説との関係から異國調伏を目的とする神事・儀礼ではないかとする考えも浮かんでくるのであり、住吉大津が海洋を隔てて異国に向きあう場所にあること、神功皇后伝説が新羅・百濟・高句麗など朝鮮半島諸国の天皇への服属の経緯を記していることから、そのような性格・目的を含む神事・儀礼だとする見方もできるであろうし、「埴使」神事が現代にまで永続してきた理由もそこにあるという判断ができるのである。

しかしながら、先ほど引用しておいた「天平笠奉本紀」をよく読んでみると、伝記の中には対外的な要素を窺わせる語句がひとつもないことがわかり、他方では神功皇后伝説によると神功皇后は始祖王応神天皇を出生したとされる重要な系譜的位置にある女皇なのであり、对外関係の記述はきわめて空想的で理念的なものであり、むしろ聖帝応神天皇の誕生こそが住吉大神の託宣によって実現していることが重要であると考えられる。⁽²³⁾埴土の神事・儀礼が神武天皇・崇神天皇などハツクニシラス天皇の内政と関連して語られている点を重視すべきであり、また、応神

天皇こそが史実の上では本物の始祖帝王だとみなす議論もあるからには、そのような視角から「埴使」神事の起源を明らかにする必要があるのではないかと考えられるのである。⁽³²⁾

VII 「埴使」神事の起源

畝傍山の埴土を初めて住吉大津にもたらしたのは一体誰なのであろうか。また何を目的として埴土が住吉に運ばれたのであらうか。この点が明らかになれば全ての謎が氷解するであろう。問題は畝傍山であり、早くからこの山麓に本拠地を構えていた久米集団と埴土との関係性を追究するのが学問の王道であろうと思われるが、その点で注目されるのが次の系譜である。『古事記』『日本書紀』で用字の違いはあるが、伝承の筋書きや系譜関係はほとんど同じなのでここでは専ら書紀を参照し引用することにする。まず系譜関係を掲示しておく。



垂仁天皇には伝承上の后妃が数多くいるが、狹穂姫は天皇にいたく寵愛され最初に皇后とされた女性であり、誉津別皇子は天皇によつてたいそう可愛がられた皇子だと記されている。問題が生じなければ誉津別皇子が垂仁の後継者となつたことは明らかである。ところが皇子には生来の言語障害という難病があり、三十歳に至るまで物を言

えない状態が続いたとされる。この病は鳥取氏らの活躍で少しは癒えたようであるが、結局皇子は後継者にはなれず、またその後裔系譜も断絶してしまうのである。皇子の母狭穂姫も悲劇の主人公となつて自ら命を断つことになる。狭穂姫には兄狭穂彦王がいたが、王は王権の簒奪を窺い妹に提案してともに天皇の暗殺を画策したのである。しかし、この計画は破綻し、兄妹は燃える稻城の中で焼死してしまう。そして兄妹の謀略が行われた舞台について書紀は次のように記す。

天皇、来目に幸して、高宮に居します。時に天皇、皇后の膝に枕して晝寝したまふ。是に、皇后既に事を成げたまふこと无し。

(『日本書紀』垂仁五年十月条)

来目とは久米氏の本拠地に当たる高市郡久米郷である。そこには天皇の別業のひとつ高宮があつた。というより高宮はむしろ皇后狭穂姫との生活に資する目的で造営された宮室であつた可能性が高い。天皇は皇后との逢う瀬を楽しむため高宮に行幸したとされたのである。皇后の膝を枕にして天皇は昼寝をしようとしたが、その隙を狙つて皇后が天皇の寝首を搔くという計画が遂行される予定であった。しかしそうした目論見は失敗に帰するのである。

これらの筋書きは全体として説話の類であり実際に起きた事件と考えるべきではない。皇后狭穂姫と譽津別皇子の存在を抹殺するために造作された説話と評すべきである。すでに別の論著⁽¹³⁾で指摘しておいたように、この話はヒメ・ヒコ制を基礎とする女王制の終焉と、キサキ制に依拠する男主世襲制への転換を同時に盛り込んで成立しており、その点に説話としての面白さや人間的な矛盾があるのであるが、説話を作り上げる素材となつた古い伝承が何らかの形で遺存していた可能性が高い。すなわち、来目に高宮と呼ばれた王宮が存在したこと、その宮の主が狭穂

姫があつたこと、狭穂姫が誉津別皇子を生んだことなどは事実ではないかと考えられる。すなわち畠傍山の麓にヤマト王権の拠点のひとつが設置された時期があつたことを示唆するのである。では、奈良盆地北東部の狭穂（佐保）を出身地とした狭穂姫がなぜ来目邑に宮を構えていたのであろうか。

この問題を解決するためには狭穂姫の夫君と伝承されている垂仁天皇を検討するのが近道であろう。垂仁天皇の御名は次のようになつてゐる。

伊玖米入日古伊沙知　（『古事記』崇神段）

伊久米伊理毘古伊佐知　（『古事記』垂仁段）

活目入彦五十狹茅天皇　（『日本書紀』垂仁即位前紀）

伊久牟尼利比古大王　（『上宮記』一云）

垂仁天皇の諱はイクメイリヒコイサチである。このうちイリヒコは称号または通称の類で諱の本質的な構成要件から除外できる。イクメ・イサチが天皇の御名の本質的な要素であり、イクメは「イ+クメ」から成る語句と考えてよく、「イ」は斎・湯などの文字でしばしば表される聖なるという意味を表す接頭語であろう。したがつて「イクメ」は「クメ」すなわち久米という部族名を表しているとみてよいだろう。また、イサチは川辺に生える聖なる茅を表す族長名と推定できる。クメノイサチという有力な族長の名こそが垂仁天皇の源像であると判断できるのである。

クメノイサチの本来の姿は久米を本拠地とした親衛軍の司令官であろう。そうすると狭穂姫との逢う瀬を楽しんだ高宮とは、実のところクメノイサチがその本拠地に設営した新妻のための宮室とみなすことが可能である。彼の妻は皇后と伝承されているが、垂仁天皇のものとの姿が右に検討したように天皇ではなかつたとすると、狭穂姫も

とは皇后ではなかつたと推察することができる。高宮という名の特別な宮室に住み、皇后ではないが皇后と伝承されるほどの身分の高い女性とは一体何かと言えば、女王以外には思い当たらないであろう。すなわち狭穂姫は文献の上では皇后とされているが、本来の姿はヒメ・ヒコ制に基礎を置く女王であつたと推測されるのである。

狭穂姫の出自について『古事記』開化段に「日子坐王」の妃と子女のことが一括記載されており、「春日の建国勝戸売の女、名は沙本之大間見戸売を娶して、生める子、沙本毘古王。次に袁邪本王。次に沙本毘売命、亦の名は佐波遜比売」とあつて、狭穂姫は春日・沙本（佐保）など奈良盆地北東隅地域に蟠踞した部族首長の三代目に当る女性首長であつたらしい。日子坐王が姫の父親とされているのは後世に当地を勢力圏とするようになるワニ氏の仕業と考えられ、⁽³⁴⁾ 狹穂姫と狭穂彦とは典型的なヒメ・ヒコ制に基盤を置く地域首長であつた。因みに書紀には狭穂彦に子孫がいたことを物語る記述があり、⁽³⁵⁾ いざれも実在性に問題があるとは考え難い。そこで再度系譜関係を復原してみると次のようになる。

クメノイサチ

ホムツワケ王

女王サホヒメ

サホヒコ王

女王サホヒメと親衛軍の司令官クメノイサチとが結婚しホムツワケ王が誕生した。この事実こそが住吉の埴土をめぐる神事・儀礼を究明するための源拠であると考えられる。親衛軍司令官クメノイサチと女王サホヒメとが畠傍山麓の高宮から住吉へ埴土をもたらし、それを用いた神事・儀礼によつてある重大な事柄を祈願しようとしたのだ

と推定されるのである。

邪馬台国以来の歴代女王は御諸山（三輪山）の神の妻すなわち卑弥呼として世俗の婚儀はタブーとされてきた。しかし、四世紀後半の対百濟外交の開始に当たってヤマト王権はそれまでの女王制を維持する政策を急激に転換し、男王を最高軍事司令官に据え半島出兵をスムーズに行う体制に移行する決断を下したのである。女王サホヒメは女王制の歴史上初めて結婚政策を遂行した最後の女王とみられ、男子を身籠ることが彼女に課せられた最重要の任務となつた。⁽⁸⁾ そこでヤマト王権としてはそれまで女王制を加護してきた御諸山の神ではなく、対百濟外交を後押しする住吉大神に男子誕生を祈請するという方策を打ち出したと考えられるのである。

住吉大神が王権の男子誕生を後押しし保証する神であったことは、『古事記』仲哀段の神功皇后伝説に住吉大神の託宣として明記されている通りである。

・「凡そ此の国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国なり」

・「男子ぞ」

右の託宣は住吉大神が神功皇后に与えたとされるものである。『住吉大社神代記』には皇后の夫を仲哀天皇ではなく住吉大神であるとみなす言辞がみえている。御子は大神と皇后との「密通事」により生まれた子どもだという言い伝えがあつたらしいのである。しかし、こうした伝承は神功皇后を説話の主役に祭り上げようとしてできた神秘的でかなり恣意的な解釈であり、また、神功皇后が聖帝応神天皇を生んだとする筋書きも造作の類と推定され、歴史的にはクメノイサチとサホヒメとの婚儀やホムツワケ王の出生・天下統治をもとにして成立した説話であると考えてよい。右の託宣のうち「汝命」は女王サホヒメと置き換えるてもよく、「男子」とはホムツワケ王を指すと解

してよいのである。

以上の検討から、畠傍山の埴土は聖なる御子の出誕を願った女王サホヒメと親衛軍司令官クメノイサチの手で住吉の神域に運ばれ、八十平笠・巖笠として調製された上で神事に供され、巖呪詛の呪儀を経て神婚が行われ、その結果ホムツワケ王が誕生したのである。つまり埴土の神事・儀礼の起源は女王とクメ集団の族長との間での魔王の出産を祈請するものであったということができ、やがて魔王世襲制の下で後継者をめぐる権力闘争が頻発するようになると、謀反・反逆の防遏と敵の降伏を目的とする祭儀に変質していくと考えられるのである。神武天皇や崇神天皇にまつわる神事・儀礼はそのような変質後の神事を描いており、本源の内容とはほど遠いものと言わなければならない。

ところで、右に述べてきたように、私はホムツワケ王こそが魔王として即位した実在の始祖帝王であると推察しているが、『古事記』『日本書紀』がホムツワケ王の即位を否定し後裔系譜を断絶させるという無理を敢えて犯しているのは、神功皇后とその御子ホムタワケ王（応神天皇）の創作系譜を優先させた結果であろう。なぜならば、女王サホヒメ・ホムツワケ王の母子関係を史実であると認めるならば、ホムツワケ王以前は女王の時代だとする史実が明確化し、男子直系王義に基づく歴代天皇による建国の歴史を否定しなければならなくなるからである。『古事記』『日本書紀』の編者らは初期ヤマト王権が世襲制を伴わない女王の時代（三世紀前半から五世紀初頭）であつたといいう史実を隠蔽し、建国史の初めから一系の天皇統治が続いた国であることを証明する必要に迫られたと考えられるのである。

神功皇后と女王サホヒメはいわば二重写しの存在である。神功皇后は『日本書紀』において『魏志』倭人伝の「倭女王」と対比された女皇である。なぜそのような対比が行われたのかと言えば、皇后が女王サホヒメに代位し女王を実在の歴史から消去するための役割を果たすべき存在とされたからであろう。さらに皇后の御子がなぜホムタワ

ケというまぎらわしい名になつてゐるのかといえば、ホムツワケ王の実在性を否定する目的のために虚構の始祖王を創り出す必要があつたからである。ホムツワケ王こそは倭の五王における最初の帝王であり、『宋書』倭国伝にみえる倭王讚がその実像であると考えられる。⁽³⁾

住吉の「埴使」神事の起源は住吉大神から神功皇后に對して教誨が下されたと伝えられている。住吉の神官らは『古事記』『日本書紀』に記された神功皇后の新羅征討伝説と天香山の埴土を用いた神事を國家公認の伝承として記載したのであるが、埴土の採取地だけは古代以来連綿と続いてきた畠傍山の由来を無視することができず、實際には畠傍山で埴土が採取され続けてきたのである。その歴史的な根拠は、言うまでもなく畠傍山麓こそが埴土の神事を現実に遂行してきた諸勢力の本拠地となつていたことにある。クメノイサチと女王サホヒメは畠傍山麓に宮殿（高宮）を構えることを王都とした時期が實際に存在した。それは住吉大津が開設された四世紀後半から五世紀初葉頃であるとみることができるだけではなく、同時に男王世襲制の始まりの時期、すなわち始祖帝王ホムツワケの誕生の時期をも推論するための手がかりになると言えるのである。

〔註〕

- (1) 塩土の神事については横田健一「飛鳥をめぐる神がみ」（『飛鳥の神がみ』吉川弘文館、一九九二年）を参照。
- (2) 前田晴人『古代王権と難波・河内の豪族』（清文堂出版、二〇〇〇年）。
- (3) 河内国若江郡の式内社宇婆神社（東大阪市加納）の祭神は埴安姫命と伝えているが、確かな伝承ではなさそうである（『式内社調査報告』第四卷京・畿内4、皇學館大学出版部、一九七九年）二九〇—二九二頁。
- (4) 吾田媛の名は山城国綏喜郡大住郷に集住した番上隼人と関係があるかも知れない。薩摩国阿多郡に阿多郷があり、阿多（吾田）隼人の本貫であった。
- (5) 大和国十市郡の式内社で祭神は健土安比売命とされる。『古事記』神代巻にイザナミ命が火之迦具土神を生成した時、命の尿から化生した神とし、波邇夜須毘古神の妹とする。
- (6) 奈良県宇陀市榛原町雨師に鎮座する。当社の梗概については谷川健一編『日本の神々・神社と聖地4大和』（白水社、一九八五年）

五五七一五六二頁を参照。

- (7) 直木孝次郎『奈良』(岩波書店、一九七一年)。同「天香具山と磐余」「飛鳥その光と影」吉川弘文館、一九九〇年)。
- (8) 『万葉集』卷一一(天皇登香具山望国之時御製歌)。
- (9) 『万葉集』卷一一二十八(天皇御製歌)。その他に卷一一五十二(柿本人麻呂の藤原宮御井歌)や天智天皇の大和三山歌(卷一
一十三・十四)も著名。
- (10) 崇神天皇に始まり応神天皇につながる皇統譜は、仁徳天皇の後裔系譜との差異を明別しつつ、応神天皇の子孫とされる継体天
皇の祖先系譜を確定する目的のために造像された虚構と推考される。
- (11) 神武天皇と欠史八代の系譜は崇神天皇の祖先をさらに古く遡らせる目的のために造作されたと考えられる。その契機は新羅など朝鮮諸国の王統譜に対抗する歴史を描くためだったのではないか。
- (12) 住吉大社の歴史については西本泰『住吉大社』(学生社、一九七七年)。岡田精司「古代の難波と住吉の神」(『日本古代の政治と制度』續群書類從完成会、一九八五年)。同『神社の古代史』(大阪書籍、一九八五年)。真弓常忠『住吉信仰』(朱鷺書房、二〇〇三年)。
- (13) 直木孝次郎『難波宮と難波津の研究』(吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (14) 塚口義信『神功皇后伝説の研究』(創元社、一九八〇年)。
- (15) 前田晴人『神功皇后伝説の誕生』(大和書房、一九九八年)、同『古代王權と難波・河内の豪族』(清文堂出版、二〇〇〇年)。
- (16) 田中阜『住吉大社神代記の研究・田中阜著作集7』(国書刊行会、一九八五年)。
- (17) 岡田精司前掲註(12)論考。
- (18) 坐摩神社の祭神は住吉大神の御魂とされる猪加志利神・為婆天利神二前と推定されるが、その神官については、『住吉大社神代記』に「神主津守宿祢をして齋祀せしめ、祝に為加志利津守連等が仕え奉る」とあって、難波大津の開設を契機として住吉の津守一族が担当するようになつたらしい。坐摩神社は現在大阪市中央区渡辺に鎮座するが(元、大神居坐して、唐飯を聞食す地なり)と伝えているように、外国船や遣外船の停泊地と推定されている八軒屋浜に近いお旅所(中央区石町二丁目)に鎮座していた
ようである。
- (19) 真弓常忠『天香山と歎火山』(学生社、一九七一年)。
- (20) 津守連については佐伯有清『新撰姓氏録の研究・考證篇第四』(吉川弘文館、一九八二年)二三六一一四八頁参照。佐伯は「津
守氏系図」の主使長田命(意弥那宜多命)あたりを重視しているが、書紀では欽明朝の津守連己麻奴跪(欽明紀四年十一月条、
五年二月条)が実在性の高い最初期の人物とみられる。
- (21) 加地宏江他編『住吉松葉大記』中(大阪市史編纂所、二〇〇三年)。
- (22) 真弓常忠前掲註(12)(19)論著。
- (23) 日本書紀大系『日本書紀』上(岩波書店、一九六七年)五〇四頁頭註四参照。「他に見えず。摂津志に「住吉郡遠里小野、

- (24) 旧名難波來自大井戸」とあるが如何。後に阿閉久米庄あり」と記す。
- (25) 前田晴人『古代女王制と天皇の起源』(清文堂出版、一〇〇八年)、同『倭の五王と二つの王家』(同成社、一〇〇九年)、同『卑弥呼と古代の天皇』(同成社、一二〇一年)を参照。
- (26) 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』(学習院、一九八一年)。同『王權神話の二元構造』(吉川弘文館、一〇〇〇年)。
- (27) 三品彰英『日本神話論』(三品彰英論文集、第一巻、平凡社、一九七〇年)、同『増補日鮮神話伝説の研究』(三品彰英論文集、第四巻、平凡社、一九七二年)。
- (28) 鎌田純一編集『甲斐国一之宮浅間神社誌』(浅間神社、一九七九年)。
- (29) 溝口睦子『古代氏族の系譜』(吉川弘文館、一九八七年)。
- (30) 津田左右吉『日本古典の研究』上(岩波書店、一九六八年)。
- (31) 本位田菊士「応神天皇の誕生と神功皇后伝説の形成」(『ピストリア』四八、一九六七年)。
- (32) 山根徳太郎『難波王朝』(学生社、一九六九年)。岡田精司『古代王權の祭祀と神話』(塙書房、一九七〇年)。直木孝次郎『古代河内政権の研究』(塙書房、一〇〇五年)。
- (33) 前田晴人前掲註(24)論著。
- (34) 前田晴人前掲註(24)論著。
- (35) 『古事記』開化段に「沙本昆古王日下部連、甲斐國造之祖」とし、また『日本書紀』雄略十三年三月条には「狹穗彦玄孫齒田根命」と記す。『新撰姓氏録』河内國皇別・日下部連の項に「彦坐命子狹穗彦命之後なり」とあり、『三代実録』貞觀六年八月八日条には「播磨國節麿郡人陰陽大屬正六位下日下部利貞、父武散位正六位下日下部歲直等賜姓日下部連、貫付攝津國嶋上郡。狹穗彦命之後也」とする。さらに『先代旧事本紀』國造本紀・甲斐國造の条に「繩向日代朝世、狹穗彦王三世孫臣知津彦公此子宇塙海足尼定賜國造」とある。
- (36) 前田晴人前掲註(24)論著。
- (37) 前田晴人『倭の五王と二つの王家』(前掲註(24)論著)。

